

●香川県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年4月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年4月1日	医療法人社団山下整形外科医院	綾歌郡綾川町畑田1071番地1
令和4年3月9日	黒田歯科医院	丸亀市新町4番地7
令和4年3月1日	アイプラス薬局川西店	丸亀市川西町南1061番地5
令和4年3月1日	アイプラス調剤薬局土器西店	丸亀市土器町西一丁目1439番地1
令和4年3月1日	アイ・プラス調剤薬局丸亀店	丸亀市三条町1256番地6
令和4年3月1日	アイ・プラス調剤薬局丸亀南店	丸亀市柞原町635番地2
令和4年3月1日	アイプラス薬局坂出店	坂出市元町一丁目3762番地4
令和4年4月1日	さくま調剤薬局	仲多度郡琴平町753番地4
令和4年4月1日	レデイ薬局小豆島池田店	小豆郡小豆島町池田883番地1
令和4年4月1日	吉野調剤薬局	仲多度郡まんのう町吉野1572番地8